

法律文書錬成講座（憲法）**〔問題〕**

Xらは「在留A国人の特権を問いだす市民連絡会」（以下「本件団体」という。）の共同代表を務めている。本件団体はT市の管理する公園（以下「本件公園」という。）に30名の構成員を招集し、本件団体の名称および「在留A国人への公費助成に反対！」のスローガンが記された横断幕を掲げ、集会（以下「本件集会」という。）を開催した。

T市は深刻な労働力不足を補うため、近年A国出身の労働者を大量に受け入れ、市営住宅への入居を優先的に認め、かつ住居費を通常より安価に設定してきた。本件団体はこのような施策に強く反対しており、本件集会において、Xらは大音量のマイクを手に「どうして我々の税金でA国人の面倒を見なければならないのか」と訴えた。さらに演説がヒートアップする中で、「A国人は我々の税金に群がるシロアリではないですか」「こんなシロアリどもは1匹残らず駆逐しなければなりません」という発言も行われた。

本件公園は、A国出身の労働者とその家族が居住する市営住宅から遠く離れている。とはいえ、T市の繁華街のほぼ中央に位置しており、家族連れや若者の往来も多い。市長は、「不当な差別的言論の規制に関する条例」（以下「本件条例」という。）6条に基づき、本件集会の中止とすみやかな退去を命じた（以下「本件処分」という。）。それにもかかわらず、本件団体は本件集会をそのまま継続したため、Xらは本件条例10条に基づき起訴された。

〔設問〕

あなたがXらの弁護人であるとした場合、本件条例および本件処分の憲法上の問題について、どのような主張を展開するか。想定される反論を踏まえて論じなさい。

【参考資料】

不当な差別的言論の規制に関する条例（抜粋）

第1条（目的）

この条例は、憎悪煽動表現の根絶が喫緊の課題であることに鑑み、不当な差別的言論を規制することにより、市民生活の安全と安心が確保される地域社会の実現を図ることを目的とする。

第2条（定義）

この条例において「不当な差別的言論」とは、主として人種、民族、国籍、居住地域等の共通の集団的属性をもつ住民に対する差別的意識を助長し又は誘発するおそれのある言論をいう。

第5条（不当な差別的言論の禁止）

- 1 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。
 - 一 公共の場所において、不当な差別的言論を行うこと。
 - 二 現に不当な差別的言論を行っている者に対し、当該差別的言論を助長する目的で、声援、拍手、手振り、身振り又はこれらに類する行為により差別的言論をあおること。

2 何人も、前項に掲げる行為を指示し、又は命令してはならない。

第 6 条（中止命令等）

前条第 1 項第 1 号の行為が、本市の管理する公共の場所において行われたときは、市長は、当該行為者に対し、当該行為の中止及び当該場所からの退去を命ずることができる。

第 10 条（罰則）

第 6 条の規定による市長の命令に違反した者は、6 月以下の懲役又は 10 万円以下の罰金に処する。